

平成27年度

保育所・学童保育所入所児童を募集します

募集期間 2月18日(水)まで

詳細 児童家庭係 542121

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートするにあたり、保育所の入所手続きなどが一部変更になります。

■主な変更点

- 保護者の就労時間に応じた保育区分の設定
- 保育の必要性の認定申請と入所手続き(同時に行うことができます)
- 保育区分と1日の利用時間
- 保育料の算定方法の変更(「所得税額から算定」が「市民税額から算定」に変更)

■保育区分と1日の利用時間

保育区分	保護者の就労時間	1日の利用時間
保育標準時間	1か月120時間以上の就労	11時間以内 (7:15～18:15)
保育短時間	1か月48時間以上の就労	8時間以内 (8:00～16:00)

※すでに入所している児童は、原則「保育標準時間」と認定されます

【保育所】

保育所を利用できるのは、保護者が就労・就学、求職活動、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・監護等により、保育ができない場合です。申込については次のとおりです。

◎市内各保育所

- ◆ ひまわり保育園 (東5南11) 4555
- ◆ さくら保育園 (西5北14) 3335
- ◆ 空知太保育所(空知太東2・2) 3287

◎定員

- ◆ ひまわり・さくら保育園 各90人(うち乳児は各6人)
 - ◆ 空知太保育所 60人(うち乳児は5人)
- ※ 乳児保育は、生後6か月からが対象です



◎申込

- ◆ 児童がすでに入所している場合
- ① 保育所から保育の必要性の認定申請書と入所申込書が配付されます
- ② 認定申請書、入所申込書を記入のうえ、必要な書類を添付し、保育所へ提出します
- ③ 決定通知等が交付されます
- ◆ 4月から入所を希望する場合
- ① 児童家庭係で、保育の必要性の認定申請書と入所申込書を受領します
- ② 保育の必要性の認定申請書、入所申込書に必要な事項を記入のうえ、必要な書類を添付し、児童家庭係へ提出します
- ③ 保護者の就労時間等による保育区分と入所できる保育所が決定した後、決定通知等が郵送されます

◎保育料

4月当初の保育料は、市民税額確定後に変更となる場合があります。

◎時間延長保育

新制度で「保育標準時間」と「保育短時間」が設定されることに伴い、「時間延長」の保育は、次のように区分されます。

■時間延長保育の区分			
・「保育標準時間」の場合			
7:15	18:15	19:00	
保育標準時間 (7:15～18:15)		延長保育 (区分3)	
・「保育短時間」の場合			
7:15	8:00	16:00	18:15 19:00
延長保育 (区分1)	保育短時間 (8:00～16:00)	延長保育 (区分2)	延長保育 (区分3)

◎障がい児保育

- ◆ 障がいを持った児童の成長と自立支援のため、障がい児保育を実施しています。
- ◆ 対象 次の要件をすべて満たす児童
 - ・障がいが特別な医療処置を必要としない程度
 - ・健常児と集団保育が可能
 - ・毎日通所できる
- ◆ 実施保育所
 - ひまわり・さくら保育園
- ◆ 申込先 児童家庭係

◎保育所広域入所

中空知5市5町では、保育所の広域入所の協定を結んでいます。保護者が他市町との境界付近に住んでいる場合や、他市町へ通勤し、その途中に保育所がある場合などは、住所地以外の保育所に入所できます。広域入所を希望される方は、お問い合わせください。

◎入所手続き説明会

- 新制度がスタートするにあたり、変更点等を周知するための説明会を実施します。
- ◆ ひまわり保育園 2月4日(水)
 - ◆ さくら保育園 2月5日(木)
 - ◆ 空知太保育所 2月3日(火)
- (各会場とも午後7時～)

■学童保育所の利用

名称	砂川中央学童保育所(ジャリン子クラブ)	砂川南学童保育所(みなっ子クラブ)	空知太学童保育所(空っ子クラブ)	北光学童保育所(北光竹の子ホーム)
所在地	西7北4(総合福祉センター内)	西3南10	空知太西5-6(空知太小学校内)	西3北16(北光老人憩の家内)
電話番号	☎3110	☎3701	090-6217-3434	090-2050-8407
対象	中央小の児童	砂川小・豊沼小の児童	空知太小の児童	北光小の児童
定員	40人	50人	40人	30人
保育料	通年利用	月額9,000円		月額6,000円
	短期利用	日額700円	日額500円	日額600円
	延長保育料	日額200円		
運営団体	砂川市		空っ子クラブ父母の会	北光竹の子ホームの会

【学童保育所】

学童保育所は、仕事や病気などで小学生の児童を十分に保育できない保護者に代わり、放課後などに児童を保育する施設です。市内4か所で開設しています。

- ◆開設日 4月1日～3月31日(日曜日、祝日、年末年始を除く)
- ◆対象 小学生

◎通常保育

- ◆保育時間
 - ・平日 放課後～午後6時
 - ・学校休業日 午前7時30分～午後6時

◆保育内容

自由遊びと集団遊び、生活習慣を身につける活動、誕生会等の行事活動

- ◆申込 各学童保育所または児童家庭係へ

※ 授業がある日は、砂川中央学童保育所と砂川南学童保育所ではハイヤーが、北光学童保育所では指導員が学校まで迎えに行きます

◆授業がある日は、砂川中央学童保育所と砂川南学童保育所ではハイヤーが、北光学童保育所では指導員が学校まで迎えに行きます

◎時間延長保育

午後6時から7時まで、延長保育を実施しています。

意見募集(パブリックコメント)の結果を公表します

第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対するご意見を募集した結果、1人の方から1件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表します。

◎案件名 第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

◎募集期間 平成26年12月15日から平成27年1月7日まで

◎募集結果 意見提出者数1人、意見件数1件

【ご意見の概要と市の考え方】

ご意見の要旨	市の考え方
「いきいき百歳体操」は平成14年に高知市から始まり、現在は全国2,700か所以上で実施されています。砂川市でも平成26年からNPO法人ゆう主催により地域交流センターゆうで実施されていますが、今後、市主導により実施することで、保健師などの専門職が加わり、より実践的なものになるとともに、活動の範囲が地域へ広がるものと考えます。計画の「具体的取り組み」に市の事業として取り入れられないか伺います。	市では現在、いきいき運動推進員等のご協力により「いきいき体操」の普及に努めています。また、市内では各サークル等によりさまざまな介護予防活動が行われています。今後も、これらの取り組みとの兼ね合いを考慮しながら、市民の皆様にとってより効果的・効率的な介護予防活動が実施できるよう、「いきいき百歳体操」も含めたさまざまな事業展開を検討していきいたいと考えています。

※ ご応募いただいた意見は、趣意を損なわない程度に内容を補足しました。貴重なご意見ありがとうございました

■お問い合わせ 介護福祉課☎2121

12月15日から28日まで募集していた、砂川市住生活基本計画(素案)に対するご意見はありませんでした。

◎お問い合わせ 建築住宅課☎2121